

設計業務仕様書

第1条（適用範囲）

1. この仕様書は、南部町水道事業遠隔監視設備更新実施設計業務（以下「業務」という。）に適用する。

第2条（用語の定義）

この仕様書において用いる用語の定義は次のとおりとする。

1. 指示とは、南部町（以下「甲」という。）が請負者（以下「乙」という。）に設計業務上必要な実施事項を示すことをいう。
2. 承認とは、乙が申し出た事項について甲が同意することをいう。
3. 協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。
4. 成果品とは、業務の成果及び作業にかかる記録簿等をいう。

第3条（作業実施）

業務は、契約書、本仕様書及び特別仕様書により実施する。

第4条（提出書類）

乙は、業務着手、完了にあたって、甲の契約約款に定めるほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者選任届
- (4) 照査技術者選任届
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 請求書

第5条（官公庁その他への手続き）

1. 業務実施のため必要な官公庁その他に対する申請図面は、乙において作成しなければならない。
2. 乙は、官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、延滞なくその旨を甲に申し出なければならない。

第6条（打ち合わせ簿）

業務の実施中に指示、承認又は協議した事項については、その内容等を記録し、相互に確認するものとする。

特記仕様書

第1条（業務の目的）

本業務は、南部町水道事業の中央監視設備の更新にあたり、維持管理性の向上、運転管理費用の低減のために適切なシステムを検討し、工事関係書類の作成を行うことを目的とする。

第2条（準拠する規定等）

1. 業務請負契約書
2. 調査・設計・測量業務共通仕様書（鳥取県県土整備部）
3. 水道事業実務必携（厚生労働省）
4. 水道施設設計指針 2024（日本水道協会）
5. 水道施設耐震工法指針・解説 2022（日本水道協会）
6. 水道施設設計業務委託指針（全国上下水道コンサルタント協会）
7. 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）

第3条（業務内容）

本業務の内容は下記のとおりとする。

（1）調査

① 資料の収集

- ・ 必要監視項目、既存機器類の型式、業務上必要な資料を入手し整理する

② 現地状況の把握

- ・ 既存施設について現地踏査を行い、機器配置、周辺状況等を把握する

（2）監視方法の検討

① 施設管理方法の検討

- ・ 安全性、経済性、維持管理性などを総合的に検討し、合理的かつ最適な施設管理方法を提案する
- ・ 施設管理の最適化に必要と判断される場合、施設の新設についても検討する

② システム選定

- ・ 決定した管理方法にあわせ、安全性、安定性、機能性、経済性、拡張性、維持管理性、実績等を考慮し、最適なシステム構成を検討する
- ・ 必要監視項目を整理し、フローシートの作成を行う

（3）詳細設計

① 更新機器の選定

- ・ 既存機器の流用・更新・廃止について検討する。更新に伴い、機器の信頼性も向上させる必要があるため、老朽化している計測機器、計装盤、電気設備等については本設計であわせて更新するものとする。

② 配置検討

- ・ 各施設別に配置計画を行う
- ・ 原則として、既存施設を稼動しながらの工事となるため、工事手順に留意した計画とすること
- ③ 図面作成
 - ・ 次の設計図面を作成する
 - 計装フローシート（縮尺任意）
 - 単線結線図（縮尺任意）
 - 主要機器外形図（S=1/20 程度）
 - 配線・配管設備図（S=1/100 程度）
 - 主要機器配置図（S=1/50 程度）
- ④ 数量計算書作成
 - ・ 設計図面に基づき、数量計算書を作成する
- ⑤ 特記仕様書作成
 - ・ 工事発注に必要となる、特記仕様書案を作成する
- ⑥ 報告書とりまとめ
 - ・ 実施設計作業を設計報告書にとりまとめる

第4条（納入成果品）

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 設計業務 | |
| (1) 設計原図 | 1 式 |
| (2) 数量計算書 | 1 式 |
| (3) 概算工事費明細書 | 1 式 |
| (4) その他必要資料 | 1 式 |